

出産後の利用制度・病気や障害の場合の支援等

1) 乳児家庭全戸訪問

赤ちゃんが生まれたらおむね生後4か月頃までにご家庭を訪問します。
(次の①②のどちらかの訪問です。)

①こんには赤ちゃん訪問

身近な地域の保育施設の保育士等が子育てに関する情報提供を行います。
※申込み不要。訪問日時はハガキでご案内します。

【問合せ】各区子育て支援課 (P.39参照)

②新生児訪問指導

助産師等が訪問指導(母子の健康相談、体重測定)、子育てに関する情報提供などを行います。
※申込み要。電子申請または母子健康手帳別冊に添付の「出生連絡票兼訪問依頼票」でお申し込みください。

訪問依頼票を提出されたご家庭や、低出生体重児、多胎児などのご家庭へは、助産師もしくは保健師が訪問します。

【問合せ】各保健センター (P.39参照)

2) 低体重児出生の届出

出生体重が2,500g未満であった時は、その旨を届け出ることが母子保健法で義務付けられています。

母子健康手帳別冊「出生連絡票兼訪問依頼票」(電子申請可)に必要な事項を記入し、お住まいの区の保健センターへ提出してください。

【問合せ】各保健センター (P.39参照)

3) 養育医療の給付

体重が2,000g以下などで、入院が必要な乳児を対象に、指定医療機関で行った医療の費用(自己負担分)を公費負担します。

申請書は堺市ホームページよりダウンロードできます。

堺市ホームページ クリック

【問合せ】各区子育て支援課 (P.39参照)

4) 療育医療費(結核児童に対して)の給付

結核にかかっていて、長期入院治療を必要とする18歳未満の児童を対象に、指定医療機関において必要な医療を行うとともに学用品、日用品の給付を行い、これに要した費用(自己負担分)を所得に応じて公費負担します。

【問合せ】こども育成課 (P.40参照)

5) 自立支援医療費(育成医療)の支給

身体上に障害又は疾患があり、当該障害又は疾患に対して医療を行わないと将来障害を残すとみられる児童(18歳未満)で、指定医療機関における手術等の治療によって確実な治療効果が期待できるものを対象に、医療に要した費用を所得に応じて公費負担します。対象となる障害は、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、音声言語障害、内臓機能障害です(内科的治療は除きます。)。また、支給対象者のうち、補装具治療が必要な児童にはこれに要した費用(自己負担分を除いた額)を支給します。

申請書は堺市ホームページよりダウンロードできます。

堺市ホームページ クリック

【問合せ】各区子育て支援課 (P.39参照)

6) 小児慢性特定疾病医療費の給付

厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっており、疾病ごとに定められた基準を満たす児童等に対し、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、小児慢性特定疾病の治療にかかる医療費の一部を助成する制度です。該当する方は、小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請をしていただき、認定されると医療費の助成を受けることができます。また、認定された児童等のうち、日常生活用具が必要な場合について、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業を実施しています。

【問合せ】各保健センター (P.39参照)
保健医療業務課 (P.40参照)

7) 身体障害者手帳

次の(1)から(5)に掲げる障害があり、その障害の程度が1級から6級までに該当する方に交付されます。

この手帳を持っている方は、その障害の種類・程度によって、各種の福祉サービスを受けることができます。

- (1) 視覚障害
- (2) 聴覚または平衡機能の障害
- (3) 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害
- (4) 肢体不自由
- (5) 内臓の機能障害
(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能障害)

【問合せ】各区地域福祉課 (P.39参照)

8) 療育手帳

知的障害児(者)と保護者に対して療育の指導や知識の普及を行うとともに、各種の福祉サービスを受けやすくすることを目的として、知的障害児(者)に対して交付されます。

【問合せ】各区地域福祉課 (P.39参照)

9) 精神障害者保健福祉手帳

何らかの精神疾患により長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が、精神障害者保健福祉手帳の対象となります。発達障害も、精神障害者保健福祉手帳の対象です。

【問合せ】各保健センター(美原区は地域福祉課) (P.39参照)

10) 障害児福祉手当

20歳未満の身体障害者手帳1級および2級の一部の障害児、又は20歳未満の精神障害または発達程度が最重度の知的障害で、日常生活において常時介護を必要とする障害児は、障害児福祉手当を受給できます。ただし、施設入所や障害を支給事由とする公的年金が受給可能な方を除きます。また、所得制限や障害等の認定基準があります。

【問合せ】各区地域福祉課 (P.39参照)

11) 特別児童扶養手当

20歳未満の障害児を監護している父母、または父母にかわってその児童を養育している方は、特別児童扶養手当を受給できます。ただし、施設入所や障害を支給事由とする公的年金が受給可能な方を除きます。また、所得制限や障害等の認定基準があります。

【問合せ】各区地域福祉課 (P.39参照)

12) 大阪府重度障がい者在宅生活応援制度

大阪府在住で、身体障害者手帳(1・2級)と療育手帳(A)を併せ持つ重度障害者(児)を同居にて介護している方は、大阪府重度障がい者在宅生活応援制度を利用できます。

【問合せ】各区地域福祉課 (P.39参照)

出産後の利用制度・病気や障害の場合の支援等

出産後の利用制度・病気や障害の場合の支援等

1 3) 乳児一般（1か月児）健康診査

生後28～41日児を対象に、乳児一般（1か月児）健康診査を、大阪府内の医療機関に委託して実施しています。

健診結果に応じて、保健センターから連絡が入る場合があります。

※大阪府外で受診した場合の助成を行っています。詳しくは保健センターへ。

【問合せ】各保健センター（P.39参照）

1 4) 4か月児健康診査

おおむね生後4か月児を対象に健康状態や発達を確認し、育児等の相談にも応じています。

保健センターからご自宅に健康診査のお知らせなどが郵送されます。指定日時にご都合がつかない場合は、変更できますので、健康診査を必ず受けましょう。

【問合せ】各保健センター（P.39参照）

1 5) 乳児後期健康診査

生後9か月から11か月児を対象に、乳児後期健康診査を、大阪府内の医療機関に委託して実施しています。

健康診査の結果に応じて、保健センターから連絡が入る場合があります。

※大阪府外で受診した場合の助成を行っています。詳しくは保健センターへ。

【問合せ】各保健センター（P.39参照）

1 6) 1歳6か月児健康診査

心身の発育・発達状況の確認、むし歯のなりやすさ予測検査、育児の相談にも応じています。希望者にはフッ化物塗布も実施。

各保健センターからご自宅に健康診査のお知らせなどが郵送されます。指定日時にご都合がつかない場合は、変更できますので、健康診査を必ず受けましょう。

【問合せ】各保健センター（P.39参照）

1 7) 心理（発達）相談・2歳児相談

乳幼児健康診査や、育児相談などから必要なお子さんに対して、保健センターにおいて心理相談員が個別に発達状況を確認し、助言や指導を行っています。

【問合せ】各保健センター（P.39参照）

1 8) 離乳食講習会、カミカミ・パクパク離乳食講習会（9か月～）

保健センターでは、月齢にあわせた離乳食のすすめ方の講話と相談、調理実演などを実施しています。

【問合せ】各保健センター（P.39参照）

1 9) こどもの歯相談室

保健センターで歯科検診・相談や歯みがき指導などを実施しています。希望者にフッ化物塗布（一人一回限り、1歳6か月以上4歳未満の方が対象）を実施しています。

【問合せ】各保健センター（P.39参照）

2 0) 3歳児健康診査（3歳6か月児）

心身や社会性の発育・発達についての確認の他、視力、聴力について、問診票による心配の有無の確認や、尿検査などを実施し、あわせて育児の相談にも応じています。

各保健センターからご自宅に健康診査のお知らせなどが郵送されます。指定日時にご都合がつかない場合は、変更できますので、健康診査を必ず受けましょう。

【問合せ】各保健センター（P.39参照）